

## エコ通勤優良事業所認証制度実施要領

この実施要領は、エコ通勤優良事業所認証実施要綱（以下「認証要綱」という。）第13条に基づき、エコ通勤優良事業所の認証・登録について、必要な事項を定めます。

### 1. 認証制度の趣旨・目的

マイカーによる通勤交通を、公共交通や徒歩などに転換することは、周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等、さまざまな問題の解決につながります。また、事業所の社会的責任（CSR）の観点からも、また各事業所の効率的な経営の観点からも、より望ましいと言えるかもしれません。「エコ通勤」とは、このような背景のもと、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取組みです。

本制度は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している、日本国内の事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的とします。

### 2. 認証・登録対象事業所

エコ通勤優良事業所の認証・登録を受けられる事業所は、日本国内に所在し、エコ通勤の取組みを積極的に推進する事業所とします。なお、応募は法人単位ではなく、事業所単位で行うことができます。また、営利・非営利の別、規模は問いません（自治体等の公共団体の事業所も応募できます。）。

### 3. 認証・登録要件

認証・登録は、認証要綱第3条の要件を満たす事業所に対して行われます。

- (1) 「エコ通勤に関する具体的な取組み」とは、具体的には、以下のア.、イ. のいずれかを実施していることとします（詳しくは地方運輸局等へお問い合わせください）。ア. 及びイ. ①については、原則、過去1年以内の取組み、イ. ②については、申請時も継続している取組みが対象となります。

#### ア. コミュニケーション・アンケート

個々の従業員の交通行動の転換を促すためのアンケート調査。

（個々の従業員が自身の通勤を振り返る設問を含んだアンケートで、公共交通等の情報提供を合わせて行うことが望ましい。）

イ. ①従業員に対するエコ通勤の呼びかけ（例：公共交通情報の提供、チラシの配付、等）＋②その他エコ通勤に資する取組み（例：エコ通勤を促す通勤制度、自転車通勤の奨励、等）

- (2) エコ通勤プランについては、通勤の現状と、申請後2年程度の取組みの目標と

内容等を盛り込んで作成してください。なお、エコ通勤プランの書式につきましては、必要な内容が記載されているものであれば、必ずしも様式2の書式を使用したものでなくてもかまいません。

#### 4. 手続き等

##### (1) 申請書提出先

申請書（様式1）は地方運輸局等の窓口へ提出して下さい。

##### (2) 有効期間

登録の有効期間は、認証・登録を受けた日から2年とします。

##### (3) 実績報告

登録事業所は、認証日から1年を経過した日が属する月の前月末日及び2年が経過した日が属する月の前月末日までに、その前々月の末日までの1年間の取組み実績の報告を様式5により各地方の窓口へ提出してください。

なお、報告のうち、CO<sub>2</sub>排出削減量については、算出できない場合でも、事業所の認証・登録およびその更新に影響するものではありません。

##### (4) 更新

登録の有効期間の延長を申請する事業所は、2年目の実績報告とともに、当該登録有効期間満了月から2年程度の取組み等に関するエコ通勤プランを新たに作成して提出してください。2回（2年分）の報告の内容と、新たに提出されたエコ通勤プランが優良事業所の取組みとして十分な内容であると認められる場合は、登録の有効期間を2年間延長します。

#### 5. 認証・登録事業所の公表

認証・登録を受けた事業所名等は、ホームページ等で公表します。

#### 付則

この要領は平成21年6月11日から施行する。

付則（令和5年4月12日公マネ規第1号）

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

付則（令和6年5月13日公マネ規第1号）

この要領は、令和6年5月22日から施行する。

付則（令和7年10月31日公マネ規第1号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。